

特別警報・暴風警報及び水害による避難指示発令に対する

非常措置について

本市においては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとることが定められておりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、鴨川・高野川の増水に伴い、水害による避難指示が、成逸学区・室町学区に発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた非常措置を取ることが定められていますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時20分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校待機とし、安全確認後下校させます。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて待機を継続いたします。

2 暴風警報について

※水害による避難指示が、成逸学区・室町学区に発令された場合を含む

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時20分）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校待機とし、安全確認後下校させます。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて待機を継続いたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

地震に対する非常措置について

本市においては、京都市（「京都府南部」と報道されます）に**震度5弱以上**の地震があった場合は、下記のような措置をとることが定められておりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合

(1) 原則として、下記の通り臨時休業とします。

※下校・降園後、深夜0時までには発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校・園までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校・園及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。学校ホームページをご確認下さい。

2 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に待機とします。その後、安全確認後下校させますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校待機を継続いたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

学校ホームページのアドレス <http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=200608>

携帯サイト



令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ
避難指示で必ず避難

ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル		新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認する必要があります。

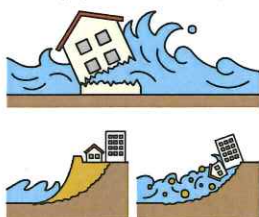
想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

#### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

#### ② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

#### ③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。